

貧民子弟(女)の「就学督責」対策と 「子守教育」について (Ⅱ)

—その制度史的位罫づけについて—

神津善三郎*

承前

「就学督責」という教育対策が、わが国近代教育史のなかで、特に顕著な政策として制度面にあらわれるのは、明治10年代後半から20年代前半にかけてであった。すなわち明治19年の「小学校令」(勅令第14号)における無償制の「小学簡易科」の設置(前年の「教育令改正」においては「小学教場」の設置がある)に始まり、同23年の「小学校令」(勅令第215号)において、「学令児童ヲ保護スヘキ者」として「親権としての教育権」を、天皇のための教育を翼賛する限りにおいて与え、しかも

「学令児童未タ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル中ニ工商業家ノ雇人若クハ徒弟トナリタル場合ニ当リテ其雇主又ハ師匠等ヲシテ児童保護ノ義務ヲ負ハシムルコト¹⁾」

とし、これに基づき各地方は「学令児童ヲ保護スヘキ者ノ代人ニ関スル規則²⁾」を設け、

「…代人ハ該児童保護者ト同一ノ義務アルモノトス³⁾」

と強く規程し、さらに翌24年には「学級編成ニ関スル規則」(省令第12号)による二部教授制の実施、等々にそれは顕著にあらわれている。しかも、この期はあたかも、わが国資本主義経済の本源的蓄積を終り、第一次資本主義経済の恐慌に伴う近代化・合理化促進のための低廉にして不学ならざる労働力の再生産と、天皇制絶対主義教育体制の整備確立の期であった。

さて、この期において、農業県としての長野県も、この対策を中央から発せられる幾多の諸法令・諸規程に基づき、幾多の県令・訓令をもって構じてきたことは、すでに前編において(本学紀要第20号)明らかにしてきたところである。しかし、このような幾多の対策にかかわらず、その実質的就学の実をあげるに至らず、さらに20年代後半から30年代にかけて、なおいっそうその対策に腐心しなければならなかったのは、中央とともに本県においても同様であった。特に女子の就学率の低調さは、全国的な問題として、中央においても地方においても頭痛の種であった。本県において、この対策の一環として県内主要な市町村に「子守教育所」が、その各尋常小学校に附置されるのは、この期を境にしてである。

本論においては、明治20年代後半から30年代にかけての、中央・地方相呼応する「就学督責」対策と、その一環として本県内主要市町村の公立尋常小学校に「子守教育所」が附置されるに至るまでの、本県の女子を中心にした就学状況と、その「子守教育所」が「特別学級」としての「子守学級」として、陽の目をみるに至る過程の制度史的位罫づけと、その実態を明らかにせんとするものである。

注 本論では、前篇(本学紀要第20号)の一部と重複する点があるが、これは、本論が学会発表予定

※教育学担当

の意図をもって、まとめたものであるが故で、特にご了承を願いたい。

1 子女の就学状況（明治中期以降）

明治20年代に入り、第一次資本主義経済恐慌による米価騰貴と糸価の変動は、農業県としての本県において、23年24年と打ち続いた凶作と重り、いっそう深刻な打撃となり、貧窮とその他の理由による子女の不就学者が特に多いことは、すでに表1（再掲）によって明らかにしてきたところである。

表1

就不別		男女別		年度別			
				明治25年	明治26年	明治27年	
学 令	修 就	年 末	男	66,036	65,627	66,972	
			女	31,581	33,271	35,435	
		現 員	男	4,835	5,532	5,659	
			女	1,819	2,102	2,554	
		本 年 卒 業	男	1,907	2,069	1,486	
			女	1,919	2,049	1,488	
	退 学 者	男	13,338	13,706	15,507		
		女	4,181	4,784	6,089		
	人 員	不 不 貧 窮	男	7,576	6,231	5,363	
				女	28,475	25,321	24,014
			疾 病	男	1,132	882	788
				女	3,670	2,876	2,375
其ノ他			男	4,932	5,349	5,291	
			女	13,943	14,530	14,017	
未 卒 業		男	4,712	4,390	4,100		
		女	9,215	9,225	9,394		
退 学 者		男	104,508	103,789	105,166		
		女	94,803	94,158	95,366		
合 計							
日々出席生徒平均数				79,662	88,992	87,570	

注 長野県庁文書広報課，資料室 資料，学事報告による。

表1によれば、本県全体の子女の貧窮による不就学者は、学令子女中、25年で30%（男子は7.2%）、26年で26.8%（男子は6.0%）、27年で25.1%（男子は5.0%）、もしめている。しかも、これに不就学「その他」の理由（この内容は明らかでないが、後掲の資料、注などより判断するに不就学の手続きを経ずして年度内一度も出席せざるものをいうと考えられる）を加えると、25年で44.7%（男子は11.0%）、26年で42.3%（男子は11.1%）、27年で39.8%（男子は10.1%）、もしめていることになる。これは男女あわせると、貧窮による不就学者は、学令男女中、25年で18.0%、26年で15.9%、27年で14.1%をし

め、「その他」の理由を加えると、25年で27.5%、26年で25.9%、27年で24.2%になる。

これをみても、23年24年と打ち続いた凶作と、第一次資本主義経済恐慌の打撃が、いかに就学の面に響いたか、そして男子に比して女子の貧窮とその他の理由による不就学者が、いかに多かったか、全国的に就学率の高いといわれてきた本県において意外なことというべきであろう。しかもこの期を境にして、特に明治23年の「小学校令」（勅令第215号）以降、中央・地方を問わず懸命に就学督責対策を構じたことは、すでに前篇において明らかにしたところである。

さて、それならば30年代に入っただけの就学状況はどうであったろうか。表2・表3は県資料室においてみい出した各郡役所の県への報告—31年度・32年度の学事報告—から作製したものである（それ以降の郡別の報告は発見できなかった）。表2では、特に県下全郡中、全般（男女平均）の就学率と女子の就学率の低い郡①～⑥までの5郡（以下これをA群という）と、その比較的高い郡⑦～⑩までの3郡（以下これをB群という）とを抽出し、さらに当時「子守教育所」の設置された一市三町の就学状況と県平均とを表記したものである。表3は表2に抽出した各郡内で、比較的寒村とみられる村と郡役所所在地の町（市）とを抽出し比較したものである。もちろん、ここに抽出した各郡は単に就学率の高低から抽出したものであるが、これは今日においても、その一般的見方と県民意識からして、A群に属する各郡は比較的「民力」の低い郡であり、B群に属する各郡は比較的「民力」の高い郡ということになる（北安曇郡は例外）。

表2によれば、A群の男女平均就学率は、32年で漸く70%台に達した程度で、B群では、すでに31年度に80%を超えている。女子の就学率のみに限ってみるならば、A群では、31年度にいずれも50%以下であるに対して、B群では65%～75%を示し、32年度に至っても、A群では漸く50%台に達した郡が二三あるにすぎない。

！さて、A群・B群に属する各郡の「民力」特に当時のその社会的経済的基盤について詳しく調査する機会もなかったが、その民力をはかる一要因として、その地域住民の「教育程度」すなわち当時における義務教育就学状況を、ミニマムの指標とすることには異論のないところであろうが、それにしても、このような画然たる格差があらわれ、しかも、その最大の原因が女子の不就学にあることは、表3によって明らかである。すなわちA群・B群中の同一郡内の町村を比較しても、その格差は歴然とあらわれ、しかもA群中のその格差は、B群中のそれよりも著しい。たとえば、A群中の下高井郡の堺村と中野町、南佐久郡の北相木村と臼田町のそれぞれの格差は、B群中の小県郡の中塩田村と上田町、北安曇郡の北小谷村と大町のそれぞれの格差より、いっそう著しいものがある。しかもA群中のこの著しい格差は、堺村・北相木村・開田村のごとく、女子の就学率が10%台にすぎないということが、その最大の原因をなしていることはいうまでもない。

それならば、この女子の極端な不就学の原因がなんであるかは、表2・表3の内容をみれば理解できるが、これをより簡単に知るために、前記A群・B群中から、二三の郡と、その同一郡内の町村を抽出し、不就学と中途退学者の数（理由別に）と、学令人員との割合を表記したものが表4である。

表4によれば、A群・B群に属する各郡とも、貧窮と貧窮とその他の理由による不就学者（この場合中途退学者もふくむ）の学令人員に対する割合が、両年度とも男子より女子が極端に高いことは一目瞭然で、女子は男子の数倍の高率を示している。しかしA群の各郡では、男子は県平均より、やや高いか

表2 未就学者・半途退学者の

郡市町別	種別 年度別 男女別	現在 尋常小学 就学人員		本年度尋常小学科半途退学者						前年度以前半途退学者						半途退学 者総計	
		男	女	貧窮		疾病		其ノ他		貧窮		疾病		其ノ他		男	女
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
		31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年
下高井郡 ①	31年	2,238	1,242	30	82	2	4	32	56	167	457	11	17	52	144	294	760
	32年	2,219	1,415	32	80	3	5	11	29	146	450	11	16	38	133	241	713
南佐久郡 ②	31年	2,515	1,408	41	129	1	1	44	164	75	377	10	18	51	179	222	868
	32年	2,473	1,463	46	208	5	3	15	95	92	352	8	17	60	199	226	878
下水内郡 ③	31年	1,430	954	16	45	3	2	8	30	31	160	2	10	69	171	129	418
	32年	1,392	1,060	13	57	2	3	3	26	34	141	6	9	68	275	126	511
西筑摩郡 ④	31年	1,756	1,026	36	87	8	6	30	38	151	255	4	10	21	133	250	529
	32年	1,789	1,297	33	61	1	3	31	35	82	371	7	14	26	153	180	637
上水内郡 ⑤	31年	5,182	3,419	45	143	8	29	39	179	147	658	29	81	104	429	372	1,519
	32年	4,972	3,679	38	119	6	41	22	138	161	618	33	73	103	286	363	1,275
諏訪郡 ⑥	31年	3,501	3,145	17	116	0	9	5	17	39	414	27	68	42	171	130	795
	32年	3,507	2,979	6	80	1	6	10	23	40	433	8	22	37	267	102	831
小県郡 ⑦	31年	5,376	4,137	44	102	11	35	69	82	185	551	14	62	94	173	417	1,005
	32年	5,277	4,207	43	133	9	44	59	74	162	459	32	81	85	251	390	1,042
北安曇郡 ⑧	31年	2,142	1,652	19	135	10	15	10	37	63	298	19	46	21	58	142	589
	32年	2,084	1,869	16	66	4	9	14	44	43	314	3	28	10	36	90	497
県全体	31年	52,405	38,581	655	1,635	114	255	591	1,214	2,184	6,416	210	675	1,378	3,710	5,093	13,879
	32年	52,410	41,193	605	1,736	107	229	433	1,041	2,070	6,868	255	751	1,319	3,711	4,789	14,336
長野市	31年	1,128	877	28	26	2	2	24	11	46	73	1	2	9	81	110	195
	32年	1,045	913	27	19	7	2	3	0	74	99	3	4	33	92	147	216
上田町	31年	735	670	0	1	2	0	18	16	10	9	0	0	68	50	38	76
	32年	792	634	0	0	0	0	26	19	5	7	1	2	41	137	73	165
松本町	31年	958	775	45	29	13	6	12	8	95	30	0	6	92	68	262	147
	32年	948	831	36	105	15	12	0	0	0	0	0	0	71	89	122	209
小諸町	31年	303	260	3	1	0	0	0	0	14	13	0	0	0	0	17	14
	32年	322	260	2	0	0	0	1	9	7	6	1	0	18	26	29	41

郡市別実態 (明治31年・32年度)

不 就 学、未 就 学 ナ ル モ ノ						計		不 就 学 合 計		就 学 不 就 学 合 計		学 令 人 員		就 学 職 務 ノ 未 だ ズ セ ザ ル モ		就 学 既 ニ タ ル 男 百 人 中 就 学	就 学 既 ニ タ ル 女 百 人 中 就 学	就 学 既 ニ タ ル 男 百 人 中 就 学	就 学 既 ニ タ ル 女 百 人 中 就 学
貧 窮		疾 病		其 ノ 他															
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	%	%	%	%
173	1,276	15	32	56	322	244	1,630	533	2,390	4,500	4,082	4,783	4,360	283	278	65.83	88.04	41.45	
159	1,258	7	12	80	320	246	1,590	487	2,303	4,622	4,262	4,926	4,552	304	290	68.60	89.46	45.96	
128	947	19	37	68	416	215	1,400	437	2,268	4,692	4,207	5,094	4,617	402	414	69.63	90.68	46.09	
111	1,060	12	21	51	347	174	1,428	400	2,306	4,782	4,410	5,251	4,853	469	442	70.56	91.64	47.71	
80	588	7	31	27	304	114	923	243	1,341	2,642	2,584	2,880	2,843	238	259	69.69	90.80	48.10	
56	474	9	28	29	253	94	755	220	1,266	2,638	2,660	2,854	2,909	216	249	71.88	91.66	52.41	
142	820	10	23	35	181	187	1,024	437	1,533	3,267	2,982	3,482	3,243	215	261	68.15	86.62	47.93	
79	388	12	18	29	244	120	650	300	1,287	3,185	2,993	3,406	3,234	221	241	74.31	90.59	57.00	
204	1,890	55	186	74	930	333	3,006	705	4,525	9,607	8,989	10,374	9,738	767	749	71.88	92.66	49.66	
168	1,618	39	193	128	787	335	2,598	698	3,873	9,354	8,708	10,139	9,484	785	776	74.69	92.54	55.52	
15	384	12	22	15	185	42	591	172	1,386	6,187	5,923	6,724	6,455	537	532	87.13	97.22	76.60	
17	394	9	22	29	74	55	490	157	1,321	6,357	5,936	6,922	6,478	563	542	87.98	97.53	77.75	
236	1,252	56	119	238	462	530	1,833	947	2,838	10,144	8,897	11,037	9,661	893	764	80.12	90.66	68.10	
159	1,102	34	161	144	257	337	1,515	727	2,557	9,727	9,026	10,523	9,723	796	697	82.49	92.53	71.67	
85	532	23	48	13	60	121	640	263	1,229	3,930	3,543	4,278	3,883	348	340	80.03	93.31	65.31	
59	467	16	27	26	57	101	551	191	1,048	3,760	3,573	4,120	3,913	360	340	83.10	94.92	70.67	
2,665	16,050	381	1,114	3,306	8,693	5,352	20,867	15,546	39,761	100,865	92,915	108,831	100,686	8,173	7,842	72.38	89.49	57.55	
2,227	14,999	333	1,145	1,462	5,664	4,022	21,308	8,811	35,644	101,833	95,136	110,221	103,330	8,388	8,184	77.43	91.34	62.53	
28	119	3	3	124	222	155	344	265	539	2,277	1,969	2,390	2,142	163	173	80.86	88.15	72.63	
14	107	2	4	81	180	97	291	244	507	2,355	2,092	2,458	2,185	103	93	83.14	89.64	75.76	
37	51	21	25	173	165	231	241	329	317	2,135	1,414	2,285	1,499	150	85	81.80	84.59	77.58	
15	52	5	23	107	129	127	207	200	370	1,657	1,538	1,773	1,640	116	102	82.16	87.93	75.94	
0	0	0	0	569	676	569	676	831	823	2,385	2,029	2,525	2,175	140	146	62.52	65.15	59.43	
0	0	0	0	155	286	155	286	277	495	1,896	1,881	2,049	2,037	153	156	79.56	85.39	73.68	
6	41	2	0	104	129	112	170	129	184	615	576	672	621	57	54	73.72	79.02	68.06	
5	19	0	2	58	117	63	136	92	179	600	579	682	649	82	70	77.01	84.67	69.08	

表3 不就学者・半途退学者の市・町・村別

市町村別	種別 年度別 男女別	現在専常 小学就学 人員		本年度専常小学科半途退学者						前年度以前専小半途退学者						半途退学 者総計		
		男	女	貧 窮		疾 病		其ノ他		貧 窮		疾 病		其ノ他		男	女	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
下 高 井 郡	界 村	31年	101	33	4	8	0	0	4	3	20	45	1	0	8	7	37	63
		32年	110	49	10	9	0	0	0	0	20	58	0	0	2	4	32	71
	中野町	31年	291	198	2	6	0	0	0	2	9	39	0	0	0	10	11	57
		32年	281	215	0	7	0	0	0	0	11	45	0	0	0	10	11	62
南 佐 久 郡	北相木村	31年	64	7	0	0	0	0	5	54	0	0	0	0	21	26	26	80
		32年	61	26	8	70	0	0	6	24	1	1	1	1	1	1	14	94
	白田町	31年	126	108	0	1	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0	1	35
		32年	135	108	1	1	1	1	1	1	7	43	1	1	1	1	7	43
下 水 内 郡	水内村	31年	78	41	0	4	0	0	3	4	3	8	0	0	0	0	6	16
		32年	75	78	2	13	1	0	1	14	7	5	0	0	0	0	11	32
	飯山町	31年	261	199	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	35	49	36	51
		32年	267	204	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	22	76	23	78
西 筑 原 郡	開田村	31年	148	23	7	6	0	0	0	0	29	14	0	0	0	0	36	20
		32年	173	71	2	20	0	0	0	0	0	102	0	0	0	0	2	122
	福島町	31年	158	129	7	35	0	0	4	11	0	19	0	0	0	16	11	81
		32年	153	151	3	4	0	0	6	12	1	19	0	0	0	10	10	45
上 水 内 郡	小田切村	31年	134	53	2	15	0	3	0	0	1	12	2	5	0	8	5	43
		32年	141	57	2	12	0	4	0	0	1	15	1	6	0	9	4	46
	長野市	31年	1,128	877	28	26	2	2	24	11	46	73	1	2	9	81	110	195
		32年	897	778	27	19	6	2	3	0	74	99	3	4	10	81	123	205
小 県 郡	中塩田村	31年	177	154	0	0	0	0	0	0	5	27	0	0	3	7	8	34
		32年	181	152	2	0	0	0	1	3	8	20	0	0	2	31	13	54
	上田町	31年	735	670	0	1	2	0	18	16	10	9	0	0	68	50	98	76
		32年	792	634	0	0	0	0	26	19	5	7	1	2	41	137	73	165
北 安 曇 郡	北小谷村	31年	68	75	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	3	4	7	11
		32年	72	94	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	1	5
	大 町	31年	195	120	4	13	0	0	0	0	4	22	0	0	0	0	8	35
		32年	188	136	7	14	0	1	0	0	6	25	1	1	0	0	14	31
東 筑 原 郡	生坂村	31年	140	125	2	0	1	0	2	3	4	0	3	2	0	12	12	17
		32年	120	155	0	3	2	2	0	3	1	1	1	3	3	0	7	12
	松本町	31年	958	775	45	29	18	6	12	8	95	30	0	6	92	68	262	146
		32年	948	831	36	105	15	12	0	0	0	0	0	0	71	89	122	209

実態（明治31年・32年度）

不 就 学 未 就 学 ナ ル モ ノ						計		不 就 学 合 計		就 学 , 不 就 学 合 計		学 令 人 口		就 学 義 務 ノ 未 ダ 生 セ ザ ル モ ノ		就 学 義 務 ニ タ ル 男 子 百 人 中	就 学 義 務 ニ タ ル 女 子 百 人 中	就 学 義 務 ノ 既 就 学 生 百 人 中	就 学 義 務 ノ 既 就 学 生 女 子 百 人 中	
貧 窮		疾 病		其 ノ 他		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	%	%	%
30	130	2	3	3	14	35	147	72	210	264	249	292	283	28	34	45.03	72.73	15.66		
38	175	0	0	0	0	38	175	70	246	293	302	312	317	19	15	46.89	76.11	18.54		
6	138	0	0	0	29	6	167	17	224	518	509	563	556	45	47	76.53	96.72	55.99		
13	178	1	0	0	36	20	214	31	276	599	628	670	704	71	76	74.98	94.82	56.05		
0	0	0	0	0	0	0	0	26	80	109	93	118	102	9	9	47.52	76.14	13.97		
1	1	1	1	20	19	20	19	34	113	115	139	135	158	20	19	42.12	70.43	18.71		
2	17	0	0	0	2	2	19	3	54	230	213	254	238	24	25	87.13	98.69	74.65		
0	0	0	0	0	3	0	3	7	46	236	231	251	246	35	32	88.65	97.03	80.09		
11	45	0	0	0	0	11	45	17	61	132	109	142	122	10	13	67.63	87.13	44.04		
9	30	0	0	2	5	11	35	22	67	146	155	159	162	13	7	70.43	84.93	56.77		
5	25	2	5	9	52	16	82	52	133	493	431	531	479	38	48	79.98	89.45	69.14		
3	24	2	4	7	45	12	73	35	151	473	464	514	512	41	48	80.15	92.60	67.46		
16	205	0	0	0	0	16	205	52	225	230	250	242	286	12	36	42.29	77.39	10.00		
3	49	0	0	0	0	3	49	5	171	226	248	241	268	15	20	62.87	97.79	31.05		
9	69	0	0	3	4	12	73	23	154	333	376	353	399	20	23	75.04	93.09	59.04		
3	23	0	0	2	36	5	59	15	104	296	313	315	352	19	34	80.62	94.93	67.33		
2	52	1	21	1	27	4	100	9	143	278	276	290	286	12	10	72.56	96.76	55.80		
3	26	2	20	0	40	5	86	9	132	276	273	286	282	10	9	74.32	96.74	51.65		
28	119	3	3	124	222	155	344	265	539	2,277	1,969	2,390	2,142	163	173	80.86	88.15	72.63		
14	107	2	4	81	180	97	291	244	507	2,355	2,092	2,458	2,185	103	93	83.14	89.64	75.71		
3	38	0	0	1	12	4	50	12	84	327	313	345	343	18	30	85.00	96.33	73.11		
2	34	0	0	0	1	2	35	15	89	326	329	355	350	29	21	84.12	95.49	72.93		
37	51	21	25	173	165	231	241	329	317	2,135	1,414	2,285	1,499	150	85	81.80	84.59	77.53		
15	521	5	23	107	129	127	205	200	370	1,657	1,538	1,773	1,640	116	102	82.16	87.93	75.94		
10	51	0	0	0	0	10	51	17	62	160	150	170	164	10	14	74.52	89.39	58.67		
5	54	0	1	0	0	5	55	6	60	168	173	175	178	7	5	80.65	96.43	65.32		
7	39	0	0	0	2	7	41	15	76	322	257	349	285	27	28	84.28	95.34	70.43		
0	37	1	0	0	1	1	38	15	69	317	268	344	299	27	31	85.64	95.27	74.23		
2	29	3	7	4	38	9	74	21	91	241	241	258	266	17	25	76.76	91.29	62.24		
0	10	4	18	0	4	4	32	11	44	218	230	242	252	24	22	87.72	94.95	80.87		
0	0	0	0	569	676	569	676	831	823	2,385	2,029	2,525	2,175	140	146	62.52	65.15	59.43		
0	0	0	0	155	286	155	286	277	495	1,896	1,881	2,049	2,037	153	156	79.56	85.39	73.68		

表 4

年度別 男女別 類 別 郡市町村別	31 年 度				32 年 度			
	男		女		男		女	
	貧 窮	貧 窮 + 他	貧 窮	貧 窮 + 他	貧 窮	貧 窮 + 他	貧 窮	貧 窮 + 他
	%	%	%	%	%	%	%	%
下 高 井 郡	7.7	10.6	41.6	53.6	7.2	10.0	41.9	53.2
界 村 [㊤]	18.4	23.6	64.6	73.1	21.7	22.4	76.3	77.6
中 野 町	3.0	3.0	32.9	40.2	3.5	4.4	32.6	39.2
南 佐 久 郡	4.7	7.9	31.4	47.9	4.7	7.1	31.3	44.5
北 相 木 村 [㊤]	—	22.0	—	78.4	5.9	25.1	44.2	71.5
白 田 町	1.1	1.1	21.8	22.6	2.7	2.7	17.4	18.7
西 筑 摩 郡	9.4	11.9	35.9	46.6	5.6	8.2	25.5	38.8
開 田 村 [㊤]	22.6	—	90.0	—	2.2	—	68.9	—
福 島 町	4.5	6.5	30.8	38.5	2.2	4.7	12.5	28.7
上 水 内 郡	3.8	5.9	27.6	43.4	3.6	6.1	24.9	37.7
小 田 切 村 [㊤]	1.7	2.0	27.6	39.8	2.0	2.0	18.0	36.0
長 野 市	4.2	10.8	10.1	24.8	4.6	9.4	12.9	22.7
小 県 郡	4.2	7.8	18.6	26.1	3.4	6.1	17.4	23.4
中 塩 田 町 [㊤]	2.3	3.4	18.9	24.4	3.3	4.3	15.4	25.4
上 田 町	2.0	13.4	4.0	15.6	1.1	14.2	3.5	20.9
北 安 曇 郡	3.9	4.9	24.7	28.8	2.8	4.0	21.6	25.1
北 小 谷 村 [㊤]	8.2	10.0	35.3	37.8	3.4	3.4	33.1	33.1
大 町	4.2	4.2	25.9	26.6	3.7	3.7	22.0	22.4
東 筑 摩 郡	6.6	14.9	21.5	41.7	4.7	8.0	22.8	31.9
生 坂 村 [㊤]	3.1	5.4	10.8	30.8	0.4	1.6	5.5	8.3
松 本 町	5.5	32.1	2.6	37.3	1.7	12.7	5.1	23.5
諏 訪 郡 [㊤]	1.0	1.9	14.1	16.8	0.9	2.0	14.0	19.6
長 野 県 全 体	5.5	9.8	23.9	37.4	4.4	7.3	22.8	32.9

同程度であるが、女子においては県平均より大巾な高率を示している。これに反してB群の各郡は、男子女子ともに県平均より低率を示している（東筑摩郡は除く）。

つぎにA群B群の各郡内の町村を比較してみると、上水内郡長野市・小県郡上田町・東筑摩郡松本町を除いて、いずれもその間に著じるしい格差がある。例を下高井郡にとるならば、31年度における男子の貧窮による不就学者の学令人員に対する割合は、界村で18.4%であるに対して中野町では3.0%、貧窮とその他の理由をあわせると、界村で23.6%、中野町で3.0%であり、女子においては、貧窮によるもの界村で64.6%、中野町で32.9%、貧窮とその他の理由をあわせると界村で73.1%、中野町で40.2%

であるごとく、その格差が明らかである。しかし女子の貧窮と貧窮とその他の理由による不就学者が、A群のみならずB群の町においても意外に多いことは、特に本論の視点から、すなわち子守教育所の設置という点から特に留意すべきことであろう。しかも、このことは女子のみならず男子においても言及できることで、前記一市二町における貧窮とその他の理由による男子の不就学者は、いずれも県平均を上廻っているのである。これは、はたして何を意味するだろうか。

表5は、第二次経済恐慌到来後二年間の、人口移動を、長野市とその周辺の二郡を対照したものである。長野市の入寄留すなわち人口増に対して、下水内郡の出寄留すなわち人口減は、まことに対照的であり（下高井郡は、その中間的な存在を意味している）、この期における松本町・上田町の人口増も著しいものがある。これら市町は、いずれもその郡の中心のみならず、信州を四分した東信・北信・中信・（南信）という地方の交通・行政・商工業の中心をなし、経済恐慌を契機として、その周辺の村々から、これら市町に流入してきた低賃金労働者就中若年労働力としての義務教育未了の男女、すなわち、これら市町の中小企業や地主に雇われた下種・小僧・工女・工男・手伝い・子守等が、この増減の数字を意味するものといえよう。（後に表8によっても明らかにされる）

表5

年別 郡市別 出入別	明治30年		明治31年		明治32年	
	他市町村 へ出寄留	他市町村 から入寄留	他市町村 へ出寄留	他市町村 から入寄留	他市町村 へ出寄留	他市町村 から入寄留
	人	人	人	人	人	人
長野市	2,596	11,879	2,422	12,441	2,606	13,129
下高井郡	2,941	2,968	2,595	3,326	2,814	3,300
下水内郡	3,140	1,195	2,966	1,249	2,741	1,050

表6は県庁資料室の長野県管内学事年報（年度別）より一覧表に作製したものであるが、この年代においては、表2・表3のごとき各郡別・町村別報告書がなく、その報告記載様式も前記表とは異っている。然し貧窮と貧窮とその他の理由による就学猶予・免除の実数が市町村別・男女別に記載されているので前記表と関連づけてみる事ができる。ただ、この年代（39年～42年）における就学免除の「その他」の理由欄が全く記入されていないのは、前記表（表2・3）においても解釈したごとく、そして表6の注に述べているように、貧窮による免除を受けた実数は正確に把握できても、免除の手続きも経ず、といて猶予の手続きも経ずして、他市町に流出していった数が記入されるべきのに、今回は猶予欄の（ ）内数字として記入されたものと考えられる。前表5の各郡市の人口流出の内訳は、他府県・他郡市・他町村へ出寄留のほか、外国行・陸海軍在營・囚人懲治人と失踪の項があり、その失踪の数は30年において、下高井郡357人・下水内郡289人と、総流出数の約一割をしめている。この数字の中に、就学の免除・猶予の手続きも経ず他市町に流出していった（夜逃げと俗に言われる）貧困家庭の児童が多く含まれていたとみるべきで、表6の注の意味も、このような意味にとるべきであろう。

さて、明治39年といえば、日露戦争後の好況の時期であり、就学率においても、すでに全国平均90%に達し、本県においても、すでに男女とも90%台に達して5年を経過している。（本県では明治34年に、男子97.7%・女子91.47%を示している）したがって、むしろここでは日清戦争後から日露戦争ま

表6 不就学者・中途退学者の市・町

年度別	種別 市町村別 男女別	学 令													
		既ニ就学ノ始期ニ達シタ													
		就 学						不 就							
		尋常小学校ノ教科ヲ修ムル者		尋常小学校ノ教科ヲ卒ヘタル者		合 計		猶 予				免			
		男	女	男	女	男	女	疾 病		貧 窮		疾 病		貧 窮	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
明治三十九年度	市	1,088	1,105	1,058	1,000	2,146	2,106	0	1	0	0	2	5	0	0
	町	5,863	5,691	6,223	5,807	12,086	11,498	14	29	134 (30)	409 (97)	32	58	28	105
	村	38,717	38,701	42,695	36,190	81,412	74,891	85 (28)	158 (58)	874 (341)	3,503 (1,219)	231	255	182	784
	計	45,668	45,497	49,976	42,997	95,644	88,494	99 (28)	188 (58)	1,008 (371)	3,912 (1,316)	265	318	210	889
明治四十年年度	市	2,083	2,143	2,175	1,956	4,258	4,099	1	3	3 (松本のみ)	15	8	21	14 (松本のみ)	23
	町	5,227	4,984	5,189	4,886	10,416	9,870	8 (3)	25 (6)	93 (32)	334 (111)	30	31	11	67
	村	40,159	39,961	44,198	38,004	84,357	77,965	100 (28)	194 (49)	639 (267)	2,780 (1,601)	237	219	159	676
	計	47,469	47,088	51,562	44,846	99,031	91,934	109 (30)	225 (55)	731 (299)	3,129 (1,212)	257	289	184	766
明治四十一年度	市	2,841 (566)	2,892 (416)	1,867 (342)	1,587 (257)	4,708	4,484	5	2	11 (11)	24 (24)	8	32	14 (松本のみ)	10
	町	6,954 (1,244)	6,844 (1,056)	4,056 (653)	3,878 (413)	11,010	10,522	20 (13)	35 (5)	58 (20)	250 (107)	30	50	13	65
	村	53,899 (10,394)	52,543 (5,240)	33,812 (5,021)	29,554 (2,115)	87,711	82,097	91 (17)	143 (25)	624 (322)	2,583 (1,112)	236	253	115	551
	計	63,694 (12,204)	62,079 (6,713)	39,735 (6,016)	35,019 (2,735)	103,429	91,098	116 (18)	180 (30)	693 (353)	2,857 (1,243)	274	335	142	626
明治四十二年度	市	3,537 (3)	3,492 (2)	1,427 (650)	1,272 (529)	4,964	4,764	13 (6)	20 (10)	2 (松本のみ)	16 (2)	8	9	10 (松本のみ)	16
	町	8,741 (24)	8,403 (7)	3,050 (1,581)	2,786 (1,059)	11,791	11,189	13 (2)	13 (1)	52 (11)	172 (51)	33	52	8	33
	村	67,498 (46)	64,317 (28)	23,211 (13,326)	19,771 (5,703)	90,709	84,088	85 (30)	152 (32)	555 (348)	2,333 (1,196)	250	278	82	389
	計	79,776 (73)	76,212 (32)	27,688 (15,557)	23,829 (7,291)	107,484	100,041	111 (38)	185 (43)	609 (361)	2,521 (1,233)	291	339	100	439

39年度学令児童不就学中 () 内数字は猶予免除の手續きを経ずして年度内一度も出席せざるもの
 40年度、41年度、42年度就学者中 () 内数字は修業年限4ケ年の尋小卒業者に之を全数に記入せ
 歩合は別々に記入した。(原文のまま)

(長野県庁、文書広報課、資料室長野県管内学事年報、年度別より一覧表に作成した)

村別実態（明治後期）

児		童		未ダ就学ノ始期ニ達セザル者		通 計		就 学 歩 合				
ル モ ノ		学		総 計		未ダ就学ノ始期ニ達セザル者		通 計		既ニ就学ノ始期ニ達シタル男百人中	既ニ就学ノ始期ニ達シタル女百人中	既ニ就学ノ始期ニ達シタル男女百人中
除	其ノ他	合 計		総 計		未ダ就学ノ始期ニ達セザル者		通 計		就学	就学	中就学
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	%	%	%
0	0	2	6	2,148	2,111	358	333	2,506	244	99.90	99.72	99.81
0	0	208 (30)	601 (97)	12,294	12,099	2,132	2,128	14,426	14,227	98.31	95.03	96.68
0	0	1,372 (369)	4,700 (1,277)	82,784	79,591	13,593	13,301	96,377	92,892	98.34	94.09	96.26
0	0	1,582 (399)	5,307 (374)	97,226	93,801	16,083	15,762	113,309	109,563	98.37	94.34	96.39
0	0	26	62	4,284	4,161					(長) 99.91 (松) 98.85	99.63 97.29	99.73 98.08
0	0	142 (34)	457 (116)	10,558	10,327					98.65	95.57	97.13
0	0	1,113 (295)	3,887 (1,151)	85,470	81,852					98.70	95.25	97.01
0	0	1,281 (329)	4,406 (1,267)	100,312	96,340					98.72	95.43	97.11
0	0	38 (11)	68 (24)	4,746	4,547					(長) 99.48 (松) 98.98	99.23 97.85	99.36 98.34
0	0	121 (21)	400 (112)	11,131	10,922					98.91	96.34	97.64
0	0	1,066 (339)	3,530 (1,137)	88,777	85,627					98.80	95.85	97.36
0	0	1,225 (371)	3,998 (1,273)	104,654	101,096					98.83	96.05	97.46
0	0	33 (8)	61 (16)	4,997	4,825					(長) 99.46 (松) 99.22	99.20 98.28	99.33 98.76
0	0	106 (13)	270 (64)	11,897	11,459					99.11	97.45	98.30
0	0	971 (378)	3,152 (1,322)	91,681	87,240					98.94	96.39	97.70
0	0	1,111 (399)	3,480 (1,296)	108,575	103,524					98.98	96.64	97.83

を猶予欄中に計入し、更に之を分記したのなり。

が、不就学中（ ）内の数字は39年度と同様40年度より市部の数字は長野市松本市の合計数字、就学

での、表2・3のごとき内容の学事報告の方が意味あるものと考えられるが、しかし本県の場合、特に養蚕業と米作とをもって農業経営の両軸構造とする農業県としては、国の経済恐慌が常に致命的な打撃となっていることを考えれば、すでにみてきたごとく、20年代と30年代初期の就学問題に続いて、いわばこの停滞期を超えて34年以降の定着期を迎えながら、再び迎える40年からの深刻な反動不景気が就学に如何なる影響を与えたかをみることは決して無意味なことではないであろう。

表6は、その右欄に記入されているごとく、市町村・男女とも就学率は90%を大きく超えていることを前提として、その内容を検討しなければならないが、これを簡潔にするため、各年度の貧窮による就学免除・猶予の者の、不就学者総数と学令人員に対する割合を示したものが表7である。市町村・男女とも前記30年度前半（表4参照）に比して、その割合が減少していることはいうまでもないが、しかしこの期に限ってみるならば、依然として市町村における男女の格差が残り、しかもその格差が市から町、町から村に行くに従って、著しく残っていることを知ることができる。したがって、後に述べるごとく、40年代においても各郡町村において、大いに「就学督責」ないしは奨励対策が構じられるのも首肯できるところである。

表7

年代	市町村 男女別 類別	市		町		村		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
明治 39年	不就学者総数中	% 0	% 0	% 77.8	% 85.5	% 76.9	% 91.2	% 76.9	% 90.4
	学令児童総数中	0	0	1.3	4.2	1.2	5.3	1.2	5.1
40年	不就学者総数中	65.3	61.2	73.2	85.5	71.6	88.8	71.3	88.4
	学令児童総数中	0.3	0.9	0.9	3.8	0.9	4.2	0.9	4.0
41年	不就学者総数中	65.3	50.0	58.6	78.8	69.3	87.5	68.1	87.1
	学令児童総数中	0.5	0.7	0.6	2.8	0.8	3.6	0.7	3.4
42年	不就学者総数中	36.3	52.4	56.6	75.9	65.6	86.3	63.8	84.9
	学令児童総数中	0.2	0.6	0.5	1.8	0.6	3.1	0.6	2.8

以上、明治20年代後半と30年代前半、ならびに明治後期の就学率を郡別・市町村別・男女別にみてきたのであるが、一般的な特徴としてみられることは、貧困の故の就学率の地域差が著しいこと、すなわち後進的地域と先進的地域（比較的の意味において、長野県では農山村地域と平坦部地域といえよう）における就学率の差が著しいこと、しかも当然のことながら、その後進地域における男女平均就学率の低い地域程男女差が激しく、女子の就学率の低さは想像以上であること、そしてこれらの格差が、明治20年代から30年代前半にかけて、全国的には就学率が上昇していく過程においてあらわれ、しかもそれが貧困の故の格差であることが特徴的である。

さて、それならばその原因がどこにあるか、それはその地域の後進性にあることはいうまでもないが、その後進性の後進性たる所以としての社会的経済的基盤が、何によって培われてきたかが問題であろう。今ここで詳しくそれを述べる余裕もないが、それが特殊日本的な資本主義の発展の仕方、すなわち寄生地主制という半封建的な資本主義の生産様式に支えられた経済の発展の仕方であったといえよ

う。しかもこのような資本主義経済の発展の過程において、地域的不均衡・地域的格差が生ずるのは必然的なことであった。したがってこのことが就学率の面においても、貧困の故の地域的格差として、顕著な特徴としてあらわれるのも当然のことであった。

しかも、農民収奪・農民分解という犠牲の上に完了した資本の本源の蓄積は、農民のプロレタリア化という現実をもたらした。その現実には農民即貧民をして低賃銀労働者として村から都市への流出という、さらに厳しい現実をもたらした。この厳しい現実の最底辺に、年少労働者としての義務教育未了（半途退学者）か不就学の青少年（女子）が存在していたのである。彼らは村についても（家にいても）、年少労働力としての役割を荷わなければならないが、それよりも家の「口べらし」のため、^{てうも}丁稚・小僧・女工・男工・お手伝い・子守・芸妓見習（半玉）として、家計補助労働者として村から都市に流出していかざるをえなかったのである。（次章の表8参照）

われわれは、今も昔も、わが国の教育の問題を考えるとき（就学の問題に限らず）、現実の底辺に取り残されている青少年・少女が存在していることを忘れてはならない。この意味において、本県下における勤労青少年教育史の一端として、最もその底辺的存在として忘れかけられている「子守教育」の実態を考察することは、けっして無意味なことではないであろう。

2 「子守教育」の制度史的な位置づけと民間教育界の動向について

明治31年信濃教育界内に設けられた「子守教育取調委員」（真木芳太郎・隈岐清重外三委員）は、同年12月「子守教育案序論一斑」を発表し、

……然々女子不就学の主因を探索するに子守をなすこと其一なり、家庭の貧困なること其二なり、学校の教育女子に適切ならざること其三なり、女子教育の必要を感ずる度薄きこと其四なり、而して其の最も重要なるものは第一にあり、生れて明治の盛生に遭逢し是等の原因の為に文化の沢に浴するを得ず、自ら蒙昧の妻となり不徳の母となり、累を其夫に其子女に其家に其国に及ぼすもの個人の為國家の為に不幸不利の極に非ずや、子守教育は実に此の最大の不幸不利を救済せんとする赤誠熱涙より由来するものなり。厠して子守教育という不就学の第一因を除くにおいて何かあらん。授業料を徴せず学具を要せず第二因また去らんのみ、女子の心得を教え技能を授け育児法を説く第三因憂るにたらず、女子の品位を高め風儀を改め智徳を養ひ教育の真価を認識せしめば第四因亦減少せん、こは主として消極的方面より見たるものなれども、総じて子守教育の目的とするところは左の数項にあり、(1) 普通教育の欠を補う (2) 嬰兒保育の方法を教う (3) 風俗を改良す (4) 家庭と連絡を通じ父兄をして教育の真価を知らしむ等により普通教育の普及改良を助く、(5) 公共慈善的事業の振興を促す、是なり……⁵⁾

と女子の就学奨励対策として子守教育所の設置を説き

此の種に関する規程を設けられんことを其筋へ建議ありたり旨報告しすぎたり、⁶⁾

と、この取調委員の建議により、その筋たる県当局は翌32年7月「尋常小学校特別学級規程」（県令第46号、以下これを特別学級規程という）を定めるに至るのである。ここに女子の就学督責ならびに奨励の対策として⁷⁾官民双方の意見の一致の上に「公然たる学級組織」として、すなわち特別学級としての「子守教育」が陽の目をみるに至り、昭和10年代まで（あるものは昭和18年までつづく）続くのである。

しかしながら子守教育が特別学級として陽の目をみるに至る明治32年以前に、すでに本県においては「子守教育所」が県内数か所の公立小学校に附置されていた。もちろん、それらは女子の就学督責ならびに奨励の一手段であったことはいうまでもないが、必ずしもそれが中央ならびに地方官庁の考えによるものであるかどうかは、前記取調委員の建議等よりみるに疑わしい。しかし女子不就学の実態は、すでに前章に詳しくみてきたごとく、それは本県のみならず全国的な問題として、「近代国民教育制度の整備」による「天皇制絶対主義教育体制」の確立を急ぐ官側においては、緊急なことであった。したがって本県（庁）においても、すでに明治25年前記取調委員真木と中村多重による屋代小学校の子守教育所附置をみるを境にして、正確にいうならば、24年を機にして、女子の就学督責対策を強く打ち出してくるのである。本章においては、この24年以降30年代前半までと40年代の女子の就学督責対策を、中央の諸法令と、それにもとづく地方の諸規程を明らかにしながら、24年以降県内主要市町の公立小学校に附置された子守教育所の制度史的な位置づけをし、その法的根拠を明らかにしてみたい。あわせて、この期における地方民間の奨励対策をも明らかにしてみたい。

明治19年の「小学校令」（勅令第14号）によって就学督責の一手段として設けられた「小学簡易科」は、23年の「小学校令」（勅令第215号）によって、いちおう廃止されたが、それは就学の義務が3ヶ年に減ぜられたことによって、実質的には取り残されていたものともいえよう。このことは、前篇においてみたごとく本県の25年の学事統計に、いまだ小学簡易科の数と生徒数が高等小学・尋常小学のそれと併記されていることからみても容易に推測されるところであった。しかしこのことは別としても、就学督責対策の上から、小学簡易科以上に、24年11月の「学級編成＝関スル規則」（省令第12号）と「小学校ノ毎週教授時間ノ制限」（省令第13号）のもつ意味はきわめて大きい。

「学級編成＝関スル規則」と「小学校ノ毎週教授時間ノ制限」の二省令は、

全校ノ児童ヲ二部ニ区分シテ教授スヘキ場合……国民ノ富ノ度ニ相応シテ専ラ学校ノ経済ニ注意シ其ノ費用ヲ減省シテ成ルヘク良好ノ教育ノ成績ヲ得ントスルモノナリ⁸⁾

というごとく、第一次経済恐慌のあほりを受けた地方財政緊縮のためにとられた措置であったことはいうまでもないが、しかし、それが前記「学令児童保護スヘキ者ト認ムヘキ者＝関スル件」（省令第16号）と同時に定められ、しかも、これら諸規程の制定にともなう、同年同月日付けの大木喬任文部大臣の訓令が、

普通教育ノ施設ハ少数ノ児童ヲシテ完全ノ教育ヲ受ケシメンヨリハ寧ロ多数ノ児童ヲシテ国民必須ノ教ヲ受ケシメンサルヘカラス苟モ此教育ヲ受ケサレハ人其人ニ非ス民其民ニ非サルナリ方今学令児童ノ就学未タ其半ニ達セス而シテ其残レルモノハ貧民ノ児童多キニ居ル之ヲ就学セシムルノ方法大ニ熟慮セサルヘカラス、普通教育モ亦完全ヲ望ムハ固ヨリナリト雖モ貧富ヲ論セス一般人民ノ児童ヲ督責シテ就学セシムルノナレハ其施設ハ宜シク国家経済ノ状ヲ顧ミ人民貧富ノ度ヲ考ヘ之ニ適合シタルモノヲササルヘカラス⁹⁾

というごとく、低廉な費用をもって教育の実をあげることに、地方財政の逼迫を教育財政面において緊縮すると同時に、それが貧民児童の就学督責の役を果すという両面作戦を、これら省令は意味していたといえよう。さて、それならば、これら省令に基づき地方はいかなる対策をとったであろうか。

明治24年11月17日付けをもって発せられた「小学校教則大綱」（省令第11号）から「学令児童保護ス

へキ者ト認ムへキ者ニ関スル件」(省令第16号)までの諸規程は、地方においてもぎわめて重要な意味をもつものであった。本県においては翌25年早々これら諸規程に基づく諸県令を發した。すなわち、25年2月「学令児童ヲ保護スへキ者ノ代人ニ関スル規則」(県令第11号第1条～第3条)¹⁰⁾「小学校ニ出席スルコトヲ許サザル児童ニ関スル規則」(県令第12号第1条～第5条)¹¹⁾「学令児童就学及家庭教育ニ関スル規則県令」(第13号第1条～第16条)¹²⁾、「授業料規則」(県令第14号)¹³⁾等々をつぎつぎに定めたことは前篇において、すでに明らかにしたところである。翌3月には浅田徳則知事は県令第28号をもって、

明治23年10月勅令第215号小学校令第12条及明治24年11月文部省令第13号小学校ノ每週教授時間ノ制限第4条ニ基キ文部大臣ノ許可ヲ得テ小学校教則並每週教授時間ヲ定ムルコト左ノ如シ¹⁴⁾と發した。この「小学校教則並每週教授時間」は、第1条より第30条にわたる膨大なものであるが、ここで特に留意すべき点は、第21条で

尋常小学校及高等小学校ノ毎日ノ教授時間ハ午前七時ヨリ午後四時マデノ間ニ於テ日ノ長短其ノ土地ノ狀況ニヨリ適宜ニ之ヲ定ムヘシ但全校ノ児童ヲ午前午後ノ二部ニ区分シテ教授スル場合ニ於テハ本文ノ時限ニ拘ラス別ニ之ヲ定ムコトヲ得¹⁵⁾

と規定した点である。すなわち、ここに始めて本県における「二部教授制」の法的根拠が与えられるに至ったのである。しかもこれがさきに述べた明治32年7月の特別学級規程(子守学級)の法的根拠として引用されるのである。

さて、26年には中央において「女子就学並裁縫教員ニ関スル件」(訓令第8号)をもって

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナリ現在学令児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其中女子ハ僅カニ十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勸誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其ノ教科ヲ益、実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノ故……¹⁶⁾

と達し、特に女子の就学督責を構じた。さらに翌27年1月には前記省令第12号の第9条(2部教授制)の旨趣適用徹底方の訓令(第1号)を發し、その第2項において

貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニ小学校令ノ規定ニヨリ就学ノ免除ヲ得タル児童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相当ノ教育ヲ受ケタル者ニハ其ノ望ニヨリ尋常小学校ニ於テ試験ノ上其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業證書ヲ与ヘシムルノ方法ヲ設ケルハ道府県ノ便宜タルヘシ¹⁷⁾

として、いっそう貧民子弟子女の就学督責を地方に促し、その効果をあげる手段を構じたのである。ところが、あたかも本県において、26年小県郡上田尋常小学校に隠岐清重訓導の努力により(後述)子守教育所が附置され、翌27年2月27日には前記訓令(第1号)のごとく当子守教育所において証書授典式が行われている。今ここに証書授典式について、隠岐による「子守教育所記事」¹⁸⁾によってみるならば、

子守ヲ集メテ教授ヲ始メシヨリ早已ニ一ケ年ヲ経過シ其間彼等ノ学習セシ智識ハ或ハ文字上ヨリ或ハ言語上ヨリ或ハ動作上ヨリ多分ナラント思ヒ茲ニ学業試験ヲ執行シ証書ヲ授与スル事トトナセリ是レハ彼等ノ値ヲ証明シ一ハ彼等ヲシテ益進ンデ知徳ヲ修メシメン事ヲ図レリ是ニ於テ本年二月廿五日ヨリ試験ヲ執行シテ同廿七日午後三時ヨリ証書授典式ヲ行ヘリ

三月二日ハ彼等ノ出替ハリ日ト稱シ新旧交代スルモノ多シトハ当町ノ慣習ナリ故ニ其日ニ先テテ之

ヲ行ヘリ

三層校上（当校ノ講堂）敷クニ花氈ヲ以テテ飾ルニ花寺ヲ以テス参列ノ賓客（物品寄附者若クハ関係者）両側ニ整列シ彼等ヲシテ其中央ニ立タシム平素不規則極マル彼等モ声ヲ発シ座ヲ乱スモノナク肅然トシテ皆師ノ命ヲ待テリ授典終ハリテ彼等ノ喜ビ満面ニ溢ルルヲ見タリ而テ当日証書ヲ授与セシ者ノ惣数ハ百三十一名ニシテ實ニ一府七県ニ互レリ……¹⁹⁾

とあるがごとく、前記27年の訓令（第1号第2項）は、子守教育所等（貧民学校・慈善学校）に学ぶ貧民子弟子女にとって、いっそうの励みとなるのみならず「証書ノ子守ニ対スル効力」²⁰⁾は

証書ヲ受ケタリシ彼等ノ喜ビハ言フモ更ナリ其雇主ノ喜ビ亦多カリシト雇主尚且然リ況ンヤ真ノ父母ニ於テヲヤ而テ今ハ子守ヲ雇フニ証書ノ有無其種類ヲ問フモノアリト一ノ証書彼等ノ雇ハレ口ニ迄影響ス其主人モ亦心アルカナ²¹⁾

と、まさに「普通教育の欠を補い」²²⁾ながら「家庭と連絡を通じ父兄をして教育の真価を知らしむる事により普通教育普及改良を助く」²³⁾という子守教育の一環の目的のみならず、就学奨励の実をあげる有力な一手段となったことを意味している。

さて、明治27年4月前記隠岐によって記された「子守教育所記事」なるものは、同年3月12日本県受付の

貴県乃上田町ニ於テ子守教育所ナルモノ設置有之実趣之 実施ノ方法其他参考ニ致シ知度候詳細竝ニ御調御回報……此之段御依頼候也²⁴⁾

という香川県内務部よりの依頼に対して、本県内務部長は同日付をもって、ただちに

子守学校施設ノ方法等ニ付調査照会……²⁵⁾

するよう小県郡長宛発し、同年6月29日中島精一小県郡長は

子守教育所実施ノ方法ニ関スル件当所主任タル上田尋常小学校訓導隠岐清重ヨリ別紙取調べ……²⁶⁾

と本県内務部長に回答した、その別紙草稿なるものが、これである。これよりみると子守教育所ないしは子守学校なるものが、この期を前後して全国的に公立の小学校に附置せんとする動きがあったとみることができようが、すでに本県はその先鞭を、屋代・上田の各小学校においてつけていたということが出来る。屋代の子守教育所の設立者、前記信濃教育会子守教育取調委員の一人であった真木が32年に

我が國に於ても栃木群馬等始各委員をあげて目下此種の教育取調に汲々たるに聞くと、此の種教育の卒先者を以て自ら任ずる長野県人豈奮起一番せざるべけんや²⁷⁾

ということからも明らかであろう。参考までに、他の研究書ならびに手元にある資料に限って他県の動きをみると、玉城肇氏は「日本教育発達史」で、明治16年茨城県猿島郡小山村に（茨城県教育会会員渡辺嘉重氏の大日本教育会誌への報告）、同24年愛知県碧海郡小垣江学校に（婦人会雑誌記事）、それぞれ子守学校が設立され、その他の村でもかなりつくられたであろうと述べられているが、直接の資料によれば、明治8、9年の文部省年報中「堺県年報」「大阪年報」に、此の種の学校が設けられたと報告されている以外には、明治34年福島県郡山第二尋常高等小学校に「子守教場」が、同36年高崎市彦坂町に「私立樹徳子守学校」が設立されている。前者の「沿革の大要」は

本教場ハ明治34年2月……某ノ三氏が、子守児童ノ教育ハ幼児保育上並ニ國民教育上一日モ忽諸ニ付スベカラザルモノナルヲ悟リ可憐ナル彼等ノ境遇ニ同情シテ其ノ救済ノ道ヲ計画シタルニ起因ス、

町当局者亦コレヲ論議ニ付シテ基礎ノ鞏固ヲ致サシメンガタメニソノ組織ト方法トヲ変更シ全然町ノ
経営ニ移シ……²⁸⁾

と述べ、後者「私立樹徳子守学校」の「設立の状況」は、

設立者茲ニ見ル所アリ……某校長ノ勸告ニ從ヒ且其助力ヲ得更ニ高崎市曹洞宗寺院一同ト謀リ明治
36年10月5日ヲ以テ本校ヲ設立スルニ至レリ……²⁹⁾

と述べているごとく、前者は“町ぐるみ”で、後者は宗教団体で、子守教場・学校の設立にあたったことは、本県にもその例をみない特色あるものといえようが、いずれも明治33年の「小学校令」（勅令第344号）「同施行規則」（省令第14号）による「半日小学校」の規程が設けられた後である。（この時は、後に詳述するごとく、すでに本県では32年に設けられた特別学級規程の一部改正を行い、子守学級の法的根拠を愈々明確にしていた）しかも、さきにもた香川県からの子守教育についての照会のあった27年には、長野市の後町尋常高等小学校に子守教育所が附置され、翌28年には上伊那郡中箕輪村木下に「子守学校」が設けられ、太田浅太郎その任にあたると、雑誌信濃教育（明治28年7月号）は報じている。これよりみても、本県の子守教育は、公立小学校への附置という点において、全国的にその先駆的役割を果たすとともに、県の一つの教育方針として組み入れられる下地を作っていたものといえよう。このことはまた次の事実によっても容易に推測されるところである。すなわち、28年10月本県信濃教育会に大日本教育会より

國運振興の時、教育上改良すべき施設に付き³⁰⁾

の諮問があり、当会は三起草委員をあげ三項目にわたる意見書を作り

今の不就学児童を驅りて盡く就学せしめる方を設くること、但し其の費用は償金の一部を割きて其の基本金を充つること。児童を驅りて悉く学に就かしめんとするには……半日学校起さざるべから、夜学教場起さざる可からず、冬期学校必要ならん、日曜学校も必要なる場合あらん、子守教場の如き、巡回教授の方の如きも最も必要ならん³¹⁾（傍点筆者）

と回答しているのである。この期において、不就学児童の問題は官側のみならず民間教育界（厳密な意味においては、この区別は、すでにつけがたかった）においても緊急且つ懸案の問題であり、あたかも清国よりの償金問題を契機として、この問題解決の方法について、すでにその先鞭をつけ、ある程度就学率の上昇の効果をあげていた本県信濃教育会に照会をしてきたものといえよう。

明治30年（1897年）、それは日本の特殊な資本主義経済の脆弱性を暴露した第二次恐慌の年であり、また本県において（飯田地方）2000名の農民が米騒動を起し、それが小作争議と結びつき全国的に農民一揆の起った年である。ということは、日本資本主義の特殊性、すなわち寄生地主制との最悪の場面での相互利用と結合のもとに発展してきた資本主義の必然的な結果であったのである。この間の事情を井上清氏は「日本の歴史」（岩波新書下巻）において、明快に述べられている。

資本主義産業の労働は、主として寄生地主制の重圧にあえぐ小農・貧農から供給され、それら農民のみじめな生活を土台として低賃金・長時間労働が可能とされ、資本家の高利潤が保障された。すなわち資金の供給源としても、労働力の源としても、寄生地主制はこの当時の日本資本主義には不可欠のものであった。また逆に極端な低賃金と劣悪な労働条件のために、女工や青年労働者の自立がさまざまに妨げられ、彼らを家父長制につなぎとめ、彼らの送金によって、農民は小作料を納めることができた

ので、都市産業の低賃金と劣悪な労働条件は地主制にとっても不可欠であった。

かくのごとく、農民とその子弟子女の犠牲のもとに発展した日本の資本主義は、すでにこの期においては、必然的に労働問題・小作問題として、その階級性格を明確にしてきたのである。これにとともに、従来の、たんなる貧民子弟子女の就学督責問題、すなわち低廉にして不学ならざる労働力の再生産のための就学督責は、更に「風俗改良」（前記4）子守教育案序論一斑参照）の意図をもつものとして、いっそう強力に押し進められるに至るのである。この意味において30年代の就学督責対策は、中央・地方を問はず画期的なものであったといえよう。

明治30年中央では「市町村立小学校授業料ニ関スル件」（勅令第407号）を定め

…授業料ハ一箇月金30銭以内トシ土地ノ状況ニヨリ地方長官ヲ定ム³²⁾

とし、さらに

方今小学教育ノ普及ト師範教育ノ拡張トヲ計図スルノ際小学校ニ於テハ男児と女児トハ務メテ学級ヲ分ち教室ヲ異ニシ尚便宜学校ヲ別ニシ各其性質慣習ト生活ノ必要トニ応シ最モ適切ナル方法ヲ以テ之ヲ教育センコトヲ要ス此ノ如キハ畜ニ男児教育ノ実相ヲ益發揮スルニ必要ナルノミナラズ又女児教育ヲ益女児ニ適切ナラシムルニヨリ自ラ女児就学ノ数ヲ増スコトヲ得ン³³⁾（傍点筆者）

と、勅令をもって達したのである。然し30年における本県の女子の就学率は未だ50%台を示すにすぎなかったのである。この頃より県当局は「就学事務ノ取扱上ノ改正」を行い、30年2月

学令児童ノ就学猶予若シクハ免除ヲ受ケントスル時ハ其ノ事由詳記別紙様式ノ調書添布毎年2月20日マデニ稟申スベシ³⁴⁾

と規定した。これは前章においてみたごとく表1（25年～27年）から表2（31年32年）の様式に変わったことを意味し、この間の事情を「長野県教育50年史要」は

明治25年改正小学校令ノ実施ニヨリテ学令児童保護者代人規則、学籍簿取扱其ノ他就学ニ関スル規定微細ニ亘リテ整頓シ廿七年学令計算法ヲ確定シ、就学事務取扱ノ改正アリ日清戦後国民ノ自覚時代ニ入りテ就学ハ益普及シ……³⁵⁾

と、就学手続・事務の面よりの督責対策を構っている。そして翌31年には、小諸町荒町の宗心寺分教場内に「子守学級」³⁶⁾が設けられ、また前記真木・隠岐外3名をもって、信濃教育会内に「子守教育取調委員」が設けられるに至るのである。

さて、明治32年、中央においては同年3月「教育基金特別会計法」（法律第80号）が、同10月には「小学校教育費国庫補助法」（法律第107号）が定められ、地方本県においては前記「尋常小学校特別学級規程」（県令第46号）が達せられ、「子守教育所」が「公然たる学級組織」として陽の目をみるに至るのである。

教育基金特別会計法が、いかなるものであるかは説明を要しないが、これが法律として成立するまで5ケ年を費したということは極めて重要な意味をもっている。28年の第九議會において衆議院は

…我カ国ノ普通教育尙未タ大ニ振ハス現ニ学令児童ノ強半ハ未就学ニ属ス是レ豈ニ等閑視スヘキノ情シナラムヤ而シテ征漕ノ事起ルニ以テ国民奮ツテ軍費ヲ供給シ其ノ子弟軍ニ從ツテ備サニ辛苦ヲ嘗メ君国ノ為ニ死ヲ陣頭ニ曝セルモ亦尠カラズ償金ノ一部ヲ市町村ニ賦与シ以テ記念トシ国民ノ忠義ヲ表彰スル理ニ於テ最モ当レルヲ覺ユ…中略…地方長官ヲシテ分賦金ヲ監督セシメ市町村カ各自相当ノ

基本金ヲ積立ツルヲツ俟テ之ヲ附与スルカ如キ又不就学児童ヲ勸メテ必ス就学セシムルカ如キ方法ヲ設ケサルヘカラス政府須ラク此ノ議ヲ容レ適當ノ法ヲ設ケ速ニ必要ノ法案ト予算トヲ議會ニ提出シテ協賛ヲ求メラレンコトヲ³⁷⁾

との建議案を可決している。このような建議をなされた民間教育界の与論の代表として、前記信濃教育会の大日本教育会への意見書

今の不就学児童を驅りて尽く就学せしめる方を設くること、但し其の費用は償金の一部を割きて其の基本金に充つること（前掲31）

は、たとえそれが償金（3億4500万円）の僅か10%に足らざるものであったとしても、その果たした役割・功績は大きかったというべきであろう。つぎに小学校教育費国庫補助法は

学令児童ト云フモノハ父母後見人ヲシテ就学セシメルト云フ義務カアルト云フコトガ明ニ書イテアルノデアリマス、サウシテ此事柄ハ中々容易ナル事柄デハナイノデサウシテ其人員ハドノ位アルカト申シマスレバ七百万モ学令児童ノ人口ガアル、サウシテ此中ニハ極メテ貧困ナル者ガアル生活ニモ困ツテ居ルト云フ子弟ガ余程多分ニアルノデアル、ソレヲシテ悉ク学校ニ……小学校ニ就カセネバナラスト云フコトハ中々以テ容易ナコトデハナイ、ソレデ此ノ補助法案ト云フモノハ即チ其目的ヲ達スルタメニ……政府ノ義務ヲ尽ス所ノタメニ補助金ヲ出シテ督責シヤウト云フ所ノ法案デゴザイマスカラシテ……³⁸⁾

という発想から

……又今日以往就学ヲ督責シテ参ルニハ小学校モ一万余建テナケレバナラズ教員モ一万二万ノ教員ハ増サナケレバナラヌ、右様ノ次第デアリマスカラシテ町村ノ費用ハ次第ニ増加シテ……全国ノ市町村ニシテ千五百万ノ金ヲ費シ……之ヲ町村ノ費用ノ総体ニ比例シマスレバ百分ノ五十即チ半分ニ近イ金ヲ小学校ノ為ニ町村ハ出シテイル……実ニ町村ハ教育ノ為ニ尽シテイルト云フテモ宜シト思ヒマス、ソレデ今後教育ヲ強迫シテ学令児童ヲ多ク就ケテ参ルニハドウシテモ補助金ヲ政府カラ出シテ行カネバナラヌ……³⁹⁾

と、ここに小学校教育費国庫補助法は成立したのである。このように両法は就学督責上、極めて重要な意味をもつものである。

一方、地方として本県においては、32年7月、前記特別学級規程が設けられたが、この当時の模様を前記長野県教育五十年史要は

三二年より当分就学督励ハ本県教育上ノ一大方針として注目せられ、特に女子の就学には一層の注意を払ひ特別学級を設けしめ授業料の減免ヲ自由ニせしめ就学の便を計りしにより就学はとみに増加したり⁴⁰⁾

と記し、さらに時の園山勇知事は、この特別学級規程を達するにあたり、みづからつぎのごとく説明している。

尋常小学校は国民に普通教育を施す唯一の場所にして、帝国臣民たる子弟は悉く入学して成規の教科を修了せざるべからざる義務を有するものなり、然るに本県児童の就学の状況をみるに……則ち如何に就学を奨励するもこれと同時に出席及卒業を督励せざれば事徒に外観に属し……願うに就学出席及卒業歩合前陳の如き現象を呈する要因は数多あるべしと雖も其の主たるものは奨励と督責との未だ

冷く行届かざるに在りと謂はざると得ず、去れば当事者たるものは一面においては第一始めて就学義務を生じたる児童の就学を督促し第二就学猶予満期のもは直ちに就学せしめ第三既に就学義務を免除したるものと雖も学年中に其免除の事由みたるものは必ず之を就学せしめると同時に一面に於ては一旦就学したるものは日々出席せしめ一日も忽にすべからざる所とす、かくの如く奨励と督促とを加え就学せしめたる児童に在りては其学力年齢等に差あるは蓋し当然なり、即ち第二第三に属する児童の多くは年齢すでに長じ随つて知識も幾分か優れるものあり、加之是等児童及第一に属する児童の内一般の児童と同一の方法にては成規の課業を終了し能はざる不幸者なきを保し難しされば此の種児童を一同となし之に適切な教科を授け以て国民普通教育の要旨を貫徹することを勉むるは教育上極めて必要のこととす是れ特に此の規程を設くる所以なり⁴¹⁾

いまここに「尋常小学校特別学級規程」(県令第46号)の全文をみると、

第一条 市町村へ就学児童ノ学力及年齢等ニヨリ県知事ノ許可ヲ受ケテ尋常小学校ニ特別学級ヲ設クルコトヲ得

第二条 特別学級ノ修業年限ハ三ケ年ニ減ズルコトヲ得

第三条 特別学級ノ毎週教授時間ハ十八時マデ減ズルコトヲ得

第四条 特別学級ノ教科課程ハ明治二十五年県令第二十八号尋常小学校教科課程ニ依ルヘシ但シ第二条第三条ニヨリ修業年限又ハ教授時間ヲ減ズル特別学級ニシテ本条ニ依リ難キ場合ニハ其事情ヲ詳具シテ県知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第五条 特別学級ニハ明治二十四年文部省令第十二号学級編成ニ関スル規則第九条ヲ適用スルコトヲ得

第六条 特別学級ノ教授ハ別ニ教授細目ヲ作り各教科トモ口授又ハ掛図等ニヨリ教授シ生徒ニ教科書ヲ持タシメサルコトヲ得

第七条 特別学級ニ編入スヘキ児童ハ市町村ニ於テ其事情ヲ詳具シテメ監督官庁ノ許可ヲ經ヘシ

第八条 特別学級ニ編入シタル児童ノ学籍簿ハ便宜別帳トスヘシ⁴²⁾

この特別学級規程は、翌33年9月県令第62号をもって一部改正(旧令第2条修業年限3ケ年ニ減ズルヲ4ケ年ニ改ム)され、さらにその翌年34年4月県令第25号をもって改正される。この34年の改正は、いうまでもなく33年の「小学校令」(勅令第344号)「同施行規則」によるものである。この法令・規則も、就学督促上極めて大きな意味をもつ。時の文部大臣樺山は、この新法令新規程の精神を、

就学ニ於テハ之ニ関スル規程ヲ明確ニシテ義務教育ノ施行上不便ナカラシメンコトヲ期セラレタリ近年各地方ニ於テア学年児童ノ調査ヲ精確ニシ就学ノ督促ニ務ムルカ如キモ自今一層義務教育ノ普及ヲ図リ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ徒ナカラシメ以テ國基ノ鞏固ヲ図ルヘキナリ而テ改正小学校令中雇傭ニヨリテ学年児童ノ就学ヲ妨グルヲ得サルコトヲ規定セラレタルハ(第35条)苟モ未タ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル児童ハ仮令貧家ノ子弟ナリト雖モ之ヲ雇傭セサラシムルノ旨意ニアラス寧ろ雇傭主ヲシテ簡易便宜ノ方法ニヨリ其ノ雇傭スル児童ニ教育ヲ施サシメントスルノ精神ニ外ナラス

…尋常小学校ノ授業料ヲ徴集セサルヲ本体ト定ムルハ当然ノコトニ属スルヲ以テ改正令ニ於テハ特別ノ事情アリ府県知事ノ認可ヲ受ケテ徴集スル場合ヲ除キ尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴集スルコトヲ得スト規定セラレタリ(第51条～第59条)蓋シ就学ノ督促ヲ為シ義務教育ノ普及ヲ図ランカ為ニハ授

業料ヲ徴集セサルハ其方法ノ一タルヲ得ス然レトモ授業料ノ収入ヲ以テ学校維持費ノ重要ナル財源ト為シタル地方ニ在リテ遊ニ之ヲ廃止セントシテ其ノ經濟上ニ大ナル影響ヲ生スルカ如キハ亦深ク戒メサルヘカラサル所ナリ宜シク土地ノ情況ヲ察シ緩急ヲ量リテ適當ノ施設ヲ為シ小学教育ノ実効ヲ挙クルヲ以テ旨トナササルヘカラス⁴³⁾

と説明し、貧家の子弟（女）にして雇傭された児童のため「簡易便宜の方法」として「半日小学校」（施行規則第34条・第39条）を設けたのである。しかも、その半日小学校は

半日小学校ノ教科目ノ毎週教授時数ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ（施行規則第17条）

尋常小学校ノ毎週教授時数ハ二十八時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス

但シ半日小学校ニ在リテハ此ノ限ニアラス（施行規則第19条）尋常小学校若ハ高等小学校ニ於テ数学年ノ児童ヲ一學級ニ編成スルトキハ各学年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ児童ヲ同一程度ニヨリ教授スルコトヲ得（施行規則第21条）⁴⁴⁾

とされたのである。明治19年から23年まで続いた（名目上）小学簡易科は、24年の学級編成に関する規則による二部教授制によって代位され、これが、ここに半日小学校になるに至ったのである。そこで本県では、34年4月県令第25号をもって、32年の特別学級規程を改正し、その第3条において、特別学級には半日小学校に関する規則を準用することとしたのである。

さて、32年の特別学級規程が、時の園山知事の異例の訓令とともに出されてから、わづか2か月にして押川則吉新知事は訓令第159号をもって「女子教育ノ普及ヲ期スルコトニ努ムヘシ」と達した。いかに地方当局にとって女子の就学督責対策が、県政上の重要な問題であったかどうかがわかる。これを機にして県下教育界には子守教育論が澎湃として起ってくる。すなわち、32年松本尋常高等小学校男子部（現在の開智小）に子守教育所が附置され、また県内の教員養成機関たる長野師範学校校友会記「学友」に始めて「子守学級ヲ興スベシ」の論が載せられた。また翌33年には前記信濃教育会の子守教育取調委員は「子守教育法」を編述し、前記学友もまた論説に「社会教育論」の一部として貧民教育としての子守教育を論じ、この間、雑誌信濃教育は前記真木・中村等による「子守教育論」数篇を載せているのである。そして32年松本小男子部に開設された子守教育所は、翌33年にその普及奨励と教授上の便宜を考慮して女子部に移管され、翌34年には、さらに同町立幼稚園に移管附置されるに至った。しかも同年上水内常郷小学校にも

就学及出席奨励のために特別学級を設け単級組織として子守児童を收容したりしかも年々子守児童増加するのみにて……⁴⁵⁾

と「子守学級」が設けられ、県内では、これで資料にみられる限り6か所に子守教育所＝子守学級が設けられた。（実際は、これよりも多かったものと考えられる）なお、ここで特に附記しておくべきことは、この頃より工男工女の教育が県内において始められた点である。すなわち33年10月松代町六文銭合資会社において、また年代は不詳ながら下伊那郡竜江村二百目製糸工場において、それぞれ工男工女教育が行われた。松代の場合は

本工場は明治33年10月より工女教育を開始し、小学校令第1条の旨趣を遵守し兼て現在及将来の生活に必須なる智識を授け其教科目課程等左の如し⁴⁶⁾⁴⁷⁾⁴⁸⁾

というごとく、ある程度組織的系統的に普通教育を施したものとみられ、限られた資料の範囲では、これをもって県内の嚆矢とみることができよう。(県内の工男工女の教育については、更に調査研究する必要がある)

さて、以上のごとく本県における30年代前半の県政上の一大方針としての就学督責対策をみてきたのであるが、その督責対策を最も象徴的に物語るものが、34年における「学令児童ヲ就学又ハ出席センメサル保護者強制ニ関スル件」⁴⁹⁾すなわち「就学強制ニツキ行政執行法ノ規定適用ノ件」である。この件の事務的処理・経過については、すでに前編において詳しく述べたところであるが、これは結局各郡市町村役場における就学督責対策の「督励ヲ加フルモ其効ナキ場合ニ於ル最後ノ処置」⁵⁰⁾として、中央ならびに地方官庁が苦肉の策として認めざるをえなかった処置であったといえよう。ということは、それ程各地方市町村においては、当局はもちろん各種団体が就学督責に頭を悩ましていたということである。いまその各郡市町村の実状をみてみよう。

明治42年7月発刊の「長野県教育事蹟一斑」⁵¹⁾は、特に就学の章を設け県下各郡市町村の就学奨励対策を紹介している。まず諏訪郡落合尋常高等小学校においては、

本校は明治二十年以来左の方法を行へり……中略……欠席児童ある時は学校にて其姓名を此簿冊に記し之を区長に通ず区長之ヲ受くれば實地に就き奨励督促し其結果を記入して毎月曜日之を学校に届けしむ毎週此の如くにして其の欠席の理由を明らかにすれども若区長の督励に応ぜざるもの又欠席の理由不分明なときは毎月一回役場内に開設するの区長会を利用し学校長も其席に臨み相談を開き其事情を明かにし処分すべきものあれば処分し督励すべきものは之を督励す……⁵²⁾

と、「村ぐるみ」の督励・督責方法を紹介し、これに対し同郡立沢尋常高等小学校では、明治35年3月本郷村大字立沢の有志者を以て組織し学令児童にして貧困又は正当の事故により義務教育を受くること能はざるものを保護するを以て目的⁵³⁾

とする「学令児童保護会」を設立し、会員の会費(毎年5銭以上納むる者)と特別会員の会費(毎年20銭以上納むる者)とをもって

被保護児童に対して学用品の貸与、又は給与金に充つ⁵⁴⁾

とした。前者はまさに上からの就学督責の一翼を荷う権力末端機構の対策を意味し、後者は児童保護を目的とする民間の奨励対策であったといえようか。(然し、厳密な意味において、会費を納むる会員の多くが地方の名士、資産家であれば、資金の供給源として、安い労働力の源として当時の日本資本主義にとって欠くことのできない寄生地主制の役割からして、この推論はあたらない)また同郡川岸尋常高等小学校では就学奨励区域を11区に分ち、各区に一名の奨励委員をおき「就学奨励委員規程」⁵⁵⁾を設けて就学奨励にあたった。このような県下一部の郡市町村別の就学督責奨励対策は後述のごとく40年代以降まで続くのである。

この間—30年代なかばから後半にかけて—県行政当局においても、行政事務的な面において就学督責対策に力を入れている。34年1月には「学令簿記入方の件」(甲3収第30号)⁵⁶⁾を、同年3月には、前記「学令児童ヲ就学又ハ出席センメサル保護者強制ニ関スル件」(甲3収第1654号)を、翌35年12月には「学令ノ終期及就学ノ始期計算方ノ件」(乙3発第53号)⁵⁷⁾を、36年4月には「特別学級減少ノ場合処理方ノ件」(乙3発第53号)⁵⁸⁾を、さらに翌37年3月には「小学校二部教授ニ関スル件」(甲3収第293号)⁵⁹⁾。

を、翌38年11月には「児童就学事務＝関スル件」⁶⁰⁾（甲3収第1678号）をと、それぞれ就学督責にともなう行政事務と、その各郡下に生じた疑義に対する行政指導がなされた。

ここで特に重要なものは、37年の「小学校二部教授＝関スル件」である。これは36年の「小学校令施行規則ノ一部改正」（省令第11号）により、旧令施行規則の第40条「半日小学校ヲ設クル」を「二部教授ノ編成ヲ為サントスル」に改むるにともない

小学校二部教授ハ初年級ヲ先キニシ必要ニヨリ漸次上級児童ニ及ボサヤニ相見ヘ候ヘ共其町村状況即チ通学ノ便否及経済上ノ都合ニヨリ初年級ノ児童ヨリモ寧ロ高等児童ニ於テ二部教授ヲナサシムル方得策ナル場合ニハ高等科児童ニモ二部教授ヲ施設セシメ候モ不都合無之候也……（甲第48号）⁶¹⁾

という北佐久郡長から県当局への伺いに対して、県当局は前記「小学校二部教授＝関スル件」をもって、

御照会ニ相成二部教授ニ関スル件ハ…オ申越ノ如キ事情アル場合ニ於テハ尋常科ニ先チテ高等科ニ二部教授ノ施設ヲナスモ差支無之ト…⁶²⁾

と回答したものである。就学督責の便宜的手段として、小学簡易科(19年)の代位として発足した「学級編成ニ関スル規則」（24年）による二部教授制は、33年には「半日小学校」となり、3ケ年を経て再びそれは二部教授制と呼ばれるに至った。しかも、このように発展的に拡大解釈され実施されるに至ったのである。なお、このような経緯をたどった二部教授制は、明治40年多くの難題を抱えた2か年の義務教育年限の延長という「小学校令改正」（勅令第52号）「同施行規則改正」によって、「務メテ節約ノ方法ヲ講ズル」⁶³⁾手段として、また「通学路程等ノ関係上」⁶⁴⁾認めざるをえなくなるのである。同施行規則改正に関する文部省訓令は、

蓋シ二部教授ハ之ヲ近年ノ研究ニ徴スルニ尋常小学校第一学年第二学年等幼年児童ノ学級ニ行フトキハ其教育上ノ効果ヲ幾ント通常ノ教授ニ譲ラサルヲ見ル故ニ改正令実施ニ際シ経済上必要アル場合ニ於テ一部ノ児童ニ之ヲ行フハ時宜ニ適シタルモノタルヲ信ス殊ニ六箇年ノ単級教授ニ至リテハ若シ通学路程等ノ関係上格別ノ支障ナキ場合ニ於テハ之ヲ二部教授ト為スヲ以テ却ツテ利アリトスヘシ⁶⁵⁾と、二部教授制は依然として市町村の財政的節約と就学督責という一石二鳥を狙った対策方法として認められたのである。

このような一石二鳥を狙った二部教授制をもってしても、二か年の義務教育年限の延長にともなう地方市町村団体と住民の経済的苦況は、就学の阻害条件の解決とはならず、全国就学率も本県就学率も、すでに男女とも95%台に達していたが、各郡市町村には、なお貧困による不就学児童が存在し（表6参照）、これが対策に頭を悩ましていたことは事実である。下高井郡木島村では、38年創立の教育会が

一般教育会の事業外就学の奨励及学令児童の保護をなし……以て就学の奨励督促に当り春夏秋の農閑を利用し各区において教育談話会を開き冬期夜間において各部落にて教育衛生に係る幻灯会及び児童の部落会を開きて学芸の演習をなし児童教育の大切なるを知悉せしむ而して会場は其組常に惣代の宅を以てす⁶⁶⁾

と、また下水内郡市川尋常小学校では、

本校通学区域中学令児童にして就学せざるものは只白痴女一人あるのみ而も尋常四年の卒業生の如き全部五学年に就学せしめたりと雖も何分子守児童多くして出席歩合未だ之に伴はざるを以て四十一年四月日々出席表を配布し出席を奨励すると同時に校訓の実行を期せんとす……⁶⁷⁾

と、卒直にみづから名目的形式的就学率に対して実質的に就学率のあがらぬことを認め、その対策を構じ、その他上伊那郡片桐村では「教育慈善会」を設立し、下伊那郡泰阜村尋常高等小[学校]では「敬老会」をもって、同郡売木尋常小学校では「児童出席歩合奨励等級旗」（優等から四等旗まであり、各等によってその大きさが異なる）をもって、それぞれ就学奨励をはかり、あるいは埴科郡埴生村では、41年に「学令児童保護会」を設け、貧困児童に対する食料・被服・雑品等の給与方法を会則に詳しく規定し、松本市においても、41年12月「学令児童保護会」が設立され、東筑摩郡においても同様の会が設立され、それぞれ会員組織とその拠金と郡よりの補助金をもって、貧困児童に対する就学奨励対策を構じた。

ところで、前記「松本児童保護会」の規則の後文に

就学の奨励に関し児童保護会又は奨励組合等の有効な施設たることは固より言を待たざる所なり県内東筑摩郡を始め北佐久上伊那二郡の如きは夙に其効果多大なるべきを認め斯種の施設に対し郡費より相当の補助を与えて其発達を促すべく本年度予算中に二百円乃至三百円の経費を置き目下夫々其設置を勧誘しつつあり……⁶⁸⁾

と、特に記しているところをみると、以上の各郡市町村毎の就学奨励対策が、必ずしも義務教育2か年延長のみにかかわるものでないことは、その設立年代等からみても明らかなることである。郡単位の就学奨励対策に先鞭をつけた北佐久郡では

こうした教育の進歩にもかかわらず、そこには町村による就学出席率の開き、女子就学成績の不良・工業の発達や経済不況等による就学の阻害など幾多の問題が横っており、大正期に入るといよいよこれらの問題が深刻化してきた、すなわち多くの下層家庭においては学令期にある子女を子守家事手伝ひ・工場労働等に追いやらざるを得ない状態にあり、特に生活の困窮に当っては窮迫脱出の手段として子弟を家計の犠牲に供するのが通常であった。従ってこの時期を通じて関係当局は町村学校と協力してこの問題の解決に腐心せざるを得ず、児童就学率の向上は教育上の重要問題一つとなり郡・町村・学校とも極力これに力を尽した。⁶⁹⁾

という状況であり、形式的には男女の就学率が、すでに90%を越えていた明治34年以降の就学状況は実質的にはこのような状態であったのである。しかも明治40年代といえ、日本の教育は就学統計の上でも制度内容の上でも、一応完成の域に達した時期といわれながら、その実質はこのような幾多の問題をはらみ、矛盾に満ち満ちた時期であったのである。この矛盾が何処から生れてきたかといえ、それは既にしばしば述べてきたごとく、日本資本主義の矛盾そのものの反映であり、特殊日本の資本主義（寄生地主制との結合）の半封建的本質ゆえに生じた教育上の矛盾であったのである。この矛盾を根本的に打開する対策を、国家的視点においてとらず、ただ徒らに郡市町村という末端で弥縫策をとったとしても、それがどれ程実質的な効果を挙げえたかは甚だ疑問であった。したがって、わが国における貧民子弟の就学の問題は、特に農村において明治のみならず大正期・昭和初期まで続く宿命をおわされていたのである。

さて、この根本的な矛盾の反映を露呈した状況こそ、さきの北佐久郡下の状況であった。しかしこのような状況が、必ずしも県下において北佐久郡のみの状況でなかったことは、さきにみた各郡市町村単位での就学奨励対策からも容易に推測されるし、次表8をみればいっそう明らかであろう。すなわち、此の期（特に40年以降）における本県の不就学児童数と年少労働者数（14才未満）、及び県下全労働者

数に対する労働児童の比率をみるならば、いずれも全国においてトップクラスにあったのである。しかも、この労働児童の半数以上が製糸工場への出稼ぎ工女であり、学令児童にして就学の義務ある者であったのである。

近来本県製糸工業の進歩に伴い工女出稼ぎをなすものの数益々増加の傾向にあり本年度の調査によるも本県管内を通して学令児童にして就学の義務あるものの工女として収容せらるるものの数三千人の多きに達したるを以て県は各郡市内訓を發して各地製糸工場主を集めて工女教育の必要と其教育⁷⁰⁾ 方案を指示し大正3年度より工女特別教育方案を実施せんとするに至れり。

と、県当局はいよいよその対策に本腰を入れるに至るのである。

表8 (1)

		全 国	大 阪	兵 庫	愛 知	東 京	長 野
明 治 32 年	不 就 学 児 童 数	約 193 万人					
	年 少 勞 働 者 数	42,305	9,165	6,605	3,142	1,841	1,833
" 35 年	不 就 学 児 童 数	547,372	19,518	18,879	16,014	27,110	8,255
	年 少 勞 働 者 数	65,433	7,103	27,829	4,212	2,035	1,831
" 40 年	不 就 学 児 童 数	183,892	13,041	8,112	6,710	8,549	5,687
	年 少 勞 働 者 数	57,597	7,888	5,577	5,997	4,266	5,443
大 正 元 年	不 就 学 児 童 数	129,754	9,294	6,531	9,771	9,612	3,705
	年 少 勞 働 者 数	69,539	8,113	8,345	10,528	3,803	6,747

表8 (2)

		全国平均	大 阪	兵 庫	愛 知	東 京	長 野	福 井	三 重	岐 阜
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
明 治	32年	10.4	17.7	19.3	13.2	6.1	4.5	22.0	8.7	11.4
"	35年	13.1	12.0	39.7	13.1	5.4	4.9	18.0	9.6	10.2
"	40年	9.0	9.8	9.1	12.9	7.4	19.5	19.3	13.4	10.2
大 正	元 年	8.1	8.2	9.7	15.7	4.4	10.0	11.9	11.2	11.5

各年度とも「文部省年報」及び「農商務統計表」により作成した

(2)は各都道府県の全労働者に対する労働児童の比率、年少労働者は14才未満のものをいう。

このような情況のなかで、北佐久郡は郡単位での就学奨励対策の先鞭をつけたのであるが、いまその全貌をみると

北佐久郡就学奨励規程

第一条 本町村は義務教育普及の爲め町村内学令児童中貧困にして就学し得ざるものに対し此の規程により就学に用する費用を補給す。

第二条 前条補給督励に関する事務執行の便を図り町村内各部に学務委員各一名を置く

第三条 学務委員は其部落内学令児童の就学及出席督励の責に任ずるものとす

第四条・第五条 省略

第六条 村長に於て前条の報告を受けたる時は左の各号を斟酌して補供の種類並に程度を定めるものとす

- 一 村税賦課等級最下に位し家計困難なるもの
- 二 村税賦課等級末等にして勤勞に堪ゆるもの家族人員の半に達せざるもの

第七条 補給の種類並に程度は凡左の範囲内に於て定むるものとす

イ	教科書 文具料	約壹円
ロ	弁当料	約五円
ハ	雨具料	約五十銭
ニ	被服料	約貳円

第八条・第九条 省略

同就学奨励費下附規程

第一条 学令児童就学並に出席奨励のため本則の規程により郡費を以て奨励金を下附す

第二条 奨励金は左の種別により予算の範囲内に於て郡長之を定め交附するものとす

- 一 就学歩合前年に比し著しく増加せる町村
- 二 就学歩合男女平均九十五出席歩合男女平均九十以上に達せる学校
- 三 就学出席奨励上特殊の勤勞あるもの

第三条、第四条 省略

(傍点筆者)⁷¹⁾

この二つの規程をみると、北佐久郡の場合は明らかに郡長→町村長→学務委員→校長→教員という、上からの就学督責のための規程であった。しかも、その奨励金は郡費をもって郡長が、前年就学出席奨励の功あったところに交附するという、まさに形式的な功績主義による就学督責であった。これが44年に至ると県当局が補助金を出すことによって、いっそうその感を強くした。44年1月県は「学令児童就学奨励会準則」を發布し、更に同年同月「学令児童就学奨励補助規程」を發布し

…市町村学校組合において学令児童就学奨励会に補助金を与ふる者ある時は其市町村学校組合に対し県費を以て其補助金の二分の一以内を補助し以て就学奨励の一助とせり⁷²⁾
としたのである。青年教師啄木は、いみぢくもこの間の事情を

職員室の一隅に児童出席簿と睨み合いをし乍ら算盤の珠をさしたり減いたり過去一ヶ月間に於ける児童各自の出欠席から、其総数其歩合を計算して明日は瘦犬のような俗吏の手に渡さるべき所謂月表なるものを作らねばならぬ、そのみならず未だしも成績の調査・欠席の事由、食料携帯の状況、学用品供給の模様など名目は立派でも殆んど無意義な仕事が少からずあるのである⁷³⁾

と慨嘆のうちに描写し、ひいては

郡長の信用ということにやっと生命をつないでいる学校長にとっては毎月出席歩合の最⁷⁴⁾も悪い学校、不就学者の最も多い学校として表示されることが非常に恐ろしい宣告

になりかねなかったのである。かくして明治40年代に入ったわが国の教育界は、あらゆる面において、日本資本主義がそうであったごとく、全く袋小路に追いこまれ「諒闇」たる沈滞ムードのうちに低迷するのである。

以上 明治20年代、特に23年の小学校令による「小学簡易科」の廃止にともなう24年の「学級編成ニ

関スル規則」による「二部教授制」の実施から、33年の小学校令及同施行規則による「半日小学校」の規程とその実施を経て、再び36年の小学校令改正による「二部教授制」の実施、そして40年の小学校令の改正によって「二部教授ヲ為スヲ以テ却ツテ利アリトスヘシ」と、積極的に二部教授制を就学督責対策として取りあげるに至るまで、中央地方の官側における就学督責対策と、地方民側における就学奨励対策とを、資料にもとづき明らかにしてきた。そこで、この経緯の中で、特に「特別学級規程」を設けることによって、全国の先駆的役割を果たしたとみられる本県の「子守教育所」「子守学級」の制度史的な位置付けを試みてきた。

ところで、「子守教育」なるものが、特殊日本的な資本主義の半封建の本質ゆえに生じた教育上の矛盾とその恥部を象徴するものであり、特にその資本主義経済恐慌の波を常にまともに受ける農業県としての本県においては（養蚕業と稲作を農業経営の両軸構造とする）、その社会的経済的基盤の脆弱性が貧民子弟子女の不就学をもたらし、しかもそれが県下各郡間と同一郡内の地域格差と男女格差をもたらし、明治34年までに県下6か市町村に子守学級が生れるのである。然しこの子守学級が、必ずしも官側からの就学督責対策として設けられたものでなく、そしてそれが公立小学校の付属として組織的に設けられたところに、その特色があったといえよう。次章においては、その実態を明らかにするなかで、この点をも、なおいっそう明らかにしてみたい。

<註>

- 1) 明治24年11月文部省令第16号「学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件」の説明、明治以降教育制度発達史 第3巻（以下明治以降を省く）
- 2)3) 明治25年2月 県令第11号 長野県庁 資料室 資料
- 4)5) 雑誌 信濃教育 明治31年12月号 掲載
- 6) 同上 明治32年8月号「子守教育について」在屋代 真木芳太郎
- 7) 同上 明治39年12月号「子守の教育」長野市立後町尋常高等小学校
- 8)9) 明治24年11月文部省令第12号「学級編成ニ関スル規則」の説明と、これに伴う大臣訓令第5号 教育制度発達史第3巻
- 10)~15) 長野県令集 綴り 資料室 資料
- 16) 明治26年7月 文部省訓令 第8号 教育制度発達史 第3巻
- 17) 明治27年1月 文部省訓令 第1号 教育制度発達史 第3巻
- 18)~21) 明治27年4月「上田子守教育所記事」小県郡上田尋常小学校訓導 隠岐清重、県資料室 資料
- 22)23) 4)5)に同じ
- 24)~26) 18)19)に同じ
- 27) 6)に同じ
- 28) 大正4年6月（第5版）「子守教場要覧」福島県安積郡郡山第二尋常高等小学校 松本市立幼稚園保存資料
- 29) 大正2年4月「私立樹徳子守学校要覧」群馬県高崎市 松本市主幼稚園保存資料
- 30)31) 信濃教育会五十年史

- 32)33) 明治30年12月 文部省訓令 第12号 教育制度發達史 第4卷
- 34) 明治30年2月 県令第13号 県資料室
- 35) 大正12年6月 長野県教育五十年史要
- 36) 明治大正小諸教育五十年史 林勇著
- 37) 教育制度發達史 第4卷
- 38)39) 同上, 貴族院同法案特別審査委員長 久保田諱の報告
- 40) 35)に同じ
- 41)42) 明治32年7月 県令第46号の説明 県資料室
- 43)44) 教育制度發達史第4卷
- 45) 長野県教育事蹟一斑 大正5年版
- 46)~48) 同上 明治42年7月版
- 49)50) 明治34年3月 甲3収第1654号, 県令集
- 51)~55) 長野県教育事蹟一斑 明治42年7月版
- 56)~62) 教育法令集 信濃教育会参考室資料
- 63)~65) 教育制度發達史 第5卷
- 66)~68) 長野県教育事蹟一斑 明治42年版
- 69) 北佐久郡志 第3卷 社会篇
- 70) 大正2年度 長野県学事統計
- 71) 長野県教育事蹟一斑 明治42年版
- 72) 大正2年度 長野県学事統計
- 73) 石川啄木 雲は天才である
- 74) 三浦藤作 田舎教師の手記